

全員協議会会議録

- 1 日 時 平成28年6月17日(金)
12時57分開会 14時11分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 鈴木孝寿・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・木村好孝
原 紀夫・口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 議会運営委員会からの報告事項
 - ・所管事務調査事項の一般質問
 - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・質疑、意見・提言等の振り分け、反省総括
 - (3) 議会活性化特別委員会の設置について
 - (4) 意見案の協議について
 - ①義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもたちの貧困と格差の解消
など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現に向けた意見書(案)
 - ②地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
 - ③平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)
 - (5) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：皆さん、ご苦労様です。午前中に本日の日程は終わったが、マイクの移動等の準備があり、午後から全員協議会を開催することになったので、よろしくお願いします。さっそく議件に入る。

(1) 議会運営委員会からの報告事項
・所管事務調査事項の一般質問

加来議長：「所管事務調査事項の一般質問」について、議会運営委員会の中島委員長から報告をお願いします。
中島委員長：先日の議会運営委員会で審議し、全会一致で決まったことについて皆さんのご理解とご協力を願う。議会会議規則等運用例第64項で、現在は「所管事務調査の審査継続中、所管委員会の委員は、これに関連する一般質問については行わないことを例とする」となっているが、これまでは定例会初日に所管事務調査報告が行われる場合、開会1週間前の一般質問通告の際に、所管事務調査事項の質問も受付していた。所管事務調査報告が明らかになる前に一般質問の受付を行うと、所管委員会の委員だけが知り得た情報で質問通告することができる。また、所管委員会の委員は所管事務調査の際に執行側の状況を調査することができるのに、なぜ質問するのかとの考えもあることから、議会運営委員会で取り扱いの協議を行った。協議の結果、「所管事務調査の調査継続中、所管委員会の委員はこれに関連する一般質問の通告は行わないことを例とする」ことに決定し、皆さんにお知らせするとともに、議会会議規則等運用例の一部を改正したい。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

加来議長：議会運営委員長から報告があったが、質問はあるか。

北村議員：私が議員になってからの経験でいくと、所管事務調査報告が終わった後に一般質問の日程が組まれた場合は一般質問の通告は受付となっていた。あえてこういう規定にすると、一般質問することに制限がかかるのではないか。また、所管事務調査報告の日程はどのようになるのか。自由裁量なのか。

中島委員長：日程は自由裁量ではない。定例議会がある度に議運で協議し、執行側の議案の内容等を聞きながら日程を設定している。また、一般質問に関しては、通告日が開会日の1週間前でルールとしてすでに取り組んでいる。今の北村議員のお話からどういう不都合が出てくるのかわからないが、一定の申し合せとして議員各位が共通の理解を持つべきだということで、あえて文書として会議規則等運用例を変更し、わかりやすくしたいということで、改正の提案をさせてもらった。

加来議長：他に質疑はあるか。

(なしの声あり)

加来議長：今後、このように進めていきたいと思うので、皆さんにご了承をお願いします。

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

加来議長：「議会報告会と町民との意見交換会」について、質疑、意見・提言等の振り分け、反省総括について議会運営委員会で協議をしてもらったので、中島委員長から説明をお願いします。

中島委員長：皆さんのご協力で、本年度の「議会報告会と町民との意見交換会」を無事に終えることができた。改めてお礼を申し上げます。議運の中で、現状を踏まえた中で協議をさせてもらった。その結果、お手元に質疑、意見・提言の内容と答弁内容、答弁者、議会対応の一覧表を配付している。割り振りについては、項目ごとに総務文教、産業厚生、議会運営委員会のそれぞれの委員会で調査・検討すべきもの、回答済み、回答できない内容、未回答の6種類に振り分けた。確認をお願いします。なお、各委員会に対応を振り分けした項目は、今後、それぞれの委員会で調査・検討を行い、最終的には11月の議会だよりに結果を掲載するという予定になっている。時期的なものもあるので、ご協力をお願いします。また、昨年「議会報告会と町民との意見交換会」で執行側に対応を求めた3項目についても各委員会での後の対応を検証してほしい。それから、「議会報告会と町民との意見交換会開催要領」で、終了後、全議員で反省総括を行うことになっているので、配付している「議会運営委員会での振り返り」等を参考にして反省総括を行ってほしい。

加来議長：中島委員長から報告があった。まずは議運で協議をした各委員会への振り分けについて質疑はあ

るか。

(ありませんの声あり)

加来議長：このような対応でよろしいか。

(よろしいの声あり)

加来議長：委員長の方から報告があったとおり 11 月の広報に載せられるように各委員会で協議してもらいたい。

①開催日時

加来議長：振り返り（まとめ）という A 4 版の 1 枚の用紙があると思うが、意見交換会を終えて議会運営委員会で項目ごとに協議してもらったが、このことについて 1 つずつ順番に皆さんの意見を聞いていきたいと思う。まず最初に、開催日時については委員会では 3 点のお話が出ているが、皆さんから意見があれば聞きたい。

(ありませんの声あり)

②開催場所

加来議長：開催場所は 2 か所だったが、意見はあるか。

(ありませんの声あり)

③会場配置

加来議長：会場配置については、班編成等を含めて本年の配置がよかったという意見が多かったが、何か意見はあるか。

(ありませんの声あり)

④班編成・役割分担

加来議長：班編成・役割分担については、明記されているような意見があったが、何か意見はあるか。

(ありませんの声あり)

⑤周知方法

加来議長：周知方法についても協議された結果が出ているが、何か意見はあるか。

(ありませんの声あり)

⑥次第

加来議長：次第について何かあるか。

(ありませんの声あり)

⑦配付資料

加来議長：配付資料について何か意見はあるか。

(ありませんの声あり)

⑧議会報告会の内容・時間について

加来議長：議会報告会の内容・時間について協議した結果が出されているが、何か意見はあるか。

木村議員：御影の会場の時に、報告についてテーマを持った方がいいのではと昨年提案したが、今年度も同じ方法だったのでできれば検討してほしいという要望があったと思う。それについてはどう扱うのか。

加来議長：振り分けの方に「対応は議運で協議していく」となっている。

他に質問等はあるか。

(ありませんの声あり)

⑨質疑応答、意見提言等の聴取の内容・時間

加来議長：質疑応答、意見提言等の聴取の内容・時間について何か意見はあるか。

(ありませんの声あり)

⑩アンケート調査の内容

加来議長：アンケート調査の内容について意見はあるか。

(ありませんの声あり)

⑪その他（参加者が減少したことの分析、次回に向けた検討など）

加来議長：その他について協議した結果があるが、他に何か意見はあるか。

鈴木議員：参加してくれている方は、議会にも傍聴に来てくれている方が多い。それ以外に関して言えば、新しく来る人が非常に少ない。常に関心を持っている方が中心に来ているが、人数的には非常に少ない。町民との議会報告会に対するニーズはあるのか疑問。アンケート結果のQ12の②の「もう少し、フランクに話ができる会を望みます」が肝になる。今回の形態を来年も行うと結果は見えているので、町民が本当に聞きたいところはどこなのか。議会の報告を聞きたいのか、議員の考え方を聞きたいのかという部分になってくるかと思う。現状の中で言えば、もう少し議員個々の話を聞きたいという声の方がなんとなく多く感じるが、そういう部分の説明の仕方、開催の根本的な見直しは必要ではないかと思う。

加来議長：鈴木議員の意見に対して何かあるか。

中島委員長：それぞれの議員の考え方を聞くということになれば、個々の議員が自分の活動について町民とフラットな話し合いができる場をつくれればよい。鈴木議員が言われることはわかる。もっと話をしやすいようにということだと思う。そうなってくると、議員個々の活動の中で対応する道筋を見つけないといけないのではと思う。新聞等でしか見ていないが、他の町も決して大勢の方が集まっていないということが現実だと思う。まだ3回しか実施していないので、いろいろな形で模索しながら取り組んでいく必要があると感じている。即実現とはいかないが他町の例を学ぶなどした上で協議していかなければならないと思う。

鈴木議員：個人の発言を自由にする段階になると、報告会や意見交換会ではなく選挙前の演説会のようにになってしまう。ただ、委員長は「3回しか」と言われたが、私は「3回もやっている」という認識である。町民が一番近いのは議員だと思うので、スピード感をもって年間を通じての取り組みを考えていくべきではないか。

加来議長：意見として受け止めておく。

桜井議員：議会は町民から何を求めているのか、町民も議会報告会に何を求めているのかということがある程度見えてこない、同じことの繰り返しになってしまう可能性がある。その辺について精査する必要があると思う。

中島委員長：現状としては、桜井議員が言われたことに対して答弁できないが、意見として聞き、これも今後の検討の中で可能な限り意見として承る。

北村議員：議会報告会のあり方について自分なりに考えてみたが、例えば1年間の議会の中で意見が分かれたことや疑問点が出たことなど、特徴のある案件についてはどういう問題点が出たかを経過として話してもいいのではないか。

中島委員長：北村議員が言われた論点が多かったところという部分については何らかの方法を考える必要があると思う。ただ、どういう状況であっても個々の意見を出すことにはならないので、議会全体の報告として捉えていきたい。今いただいた意見の中でどの程度できるかについては検討に値するかと思う。

北村議員：個々の意見というより、特に反対意見の理由は話してもいいのではという意味合いで先ほど話をした。

中島委員長：反対者のことは言うが賛成者のことは言わなくていいということにはならない。なぜ賛成したか、反対したかは両方に聞かなければならない。

北村議員：議会報告会において、議会として論点の解説的なものを町民は求めているのではないかという意味合いで話をした。

中島委員長：論点・論評は議会としては無理だと思う。その辺を踏まえた上で、私たちの置かれた立場を絶えず意識しながらという部分になっていくのではないかと思っている。

原議員：以前から言われているとおり、賛成・反対者が議会の中で自分が賛成する意見、反対する意見をしっかりと述べた上に、賛否に参加していればこういう話にはならなくなるので、その努力を先にすべきだろうと思う。また、先ほどのフラットな話し合いの関係については、理想的なことであるのは当然のことだが、町民の意識を上げるために、より多くの方に来てもらうという立場での努力をするのが先ではないか。

中島委員長：後段の方を先に答えるが、前回の議運においては、意識向上はなかなか難しいので、まずは周知の徹底という話が出た。今までは5月開催なので3月定例会で決めていたが、団体等の総会が3月や4月にあるので、それ以降だと報告会と行事とが重なる場合がある。できれば遅くとも2月には日程を決めて、周知を早くするべきだろう。または、5月の第何週の月・火などと周知を先におけば団体等の総会で話し合ってもらえるので、参加者が少しでも増えるような機会をつくろうということで考えていた。前段については、今後検討する必要があることだと思っているので、他の機会にもいいアイデアがあれば意見をいただきたい。

加来議長：今年は参加者を増やすために、意見交換会をしたことのある団体にも案内を出した。議運としてもいろいろと協議をした中で人を集めることに努力していただいている。

他に意見はあるか。

(ありませんの声あり)

加来議長：これで、総括と振り返りの意見のまとめということで、皆さんから出された意見を参考にしながら今後につなげていくようにしていきたい。これで、「議会報告会と町民との意見交換会について」は終了する。

(3) 議会活性化特別委員会の設置について

加来議長：議会活性化特別委員会の設置については、4月26日の全員協議会で各委員会から3名ずつの6名の議員による特別委員会を設置するというので、各常任委員会から委員を選んでもらうことになっていた。各委員会から選ばれた委員を発表する。総務文教常任委員会からは高橋議員、鈴木議員、北村議員。産業厚生常任委員会からは原議員、佐藤議員、桜井議員、以上6名で議会活性化特別委員会を設置することになったので、最終日に議題として提案するので、よろしく願います。

(4) 意見書案の協議について

加来議長：各委員会に付託されて昨日採択された請願について、意見書案を協議したので、順番に協議していきたい。

①義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもたちの貧困と格差の解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現に向けた意見書(案)

加来議長：この意見書案について総務文教常任委員会の高橋委員長から説明をお願いします。

高橋委員長：義務教育費関連の請願に基づく意見書である。前年度も同様の意見書が出ているが、今年に関しては子どもの貧困格差の解消が前面に出てきているだけで、その部分を除くと昨年同様の内容である。意見書の原案から教職員定数拡充関連と朝鮮学校に関する文言、給付型奨学金の拡充という部分を削除し、意見書案をつくった。

加来議長：委員長から説明があったように協議され、本町に合った意見書案に修正された。この意見書案については目を通してもらったと思うが、何かあるか。

(いいえの声あり)

加来議長：最終日にこの意見書案が提出されるので審議してほしい。

②地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

加来議長：この意見書案について高橋委員長から説明をお願いします。

高橋委員長：これは地方財政に関する意見書案だが、請願の中身と比べると、本文に地方公務員の人材確保の話が出ていたが、トップランナー方式との意味合いとつじつまが合わないように受け取られる可能性があるため、その部分を削除して修正した意見書案となっている。「記」以降は、あまり変わりはないが、3番については、請願の中では、「廃止すること(これ以上拡大しないこと)」と出していたが、「廃止すること」とした。

加来議長：この意見書案については目を通してもらったと思うが、何かあるか。

(ありませんの声あり)

加来議長：最終日に意見書案が提出されるので、審議をお願いします。

③平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

加来議長：最低賃金改正等に関する意見書について、産業厚生常任委員会の奥秋委員長から説明をお願いする。

奥秋委員長：先日、本会議で「平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願」が採択された。

それに基づいて、文言等はほとんどそのままの内容になっている。よろしく願います。

加来議長：説明があったが、この意見書案について質問等はあるか。

鈴木議員：「記」の 3 番目に、最低賃金を上げるのと同時に中小企業に対する支援の充実が書かれている。

北海道は 98%が中小企業なので、給料を上げる前に経済対策をした上で賃金改正をすべき。若しくは同時でもいいが、同時の割には中小企業に対する支援の記載はほとんどない。本町においてもほとんどが中小企業なので、本町の事情を考えると企業の負担の方が目に見えてしまっているような気がするが、その辺に対してはどのような考え方でこの意見書案をつくったのか。

奥秋委員長：清水町にはもちろん大企業は少ないが、この文言のとおり理解していると思う。最低賃金の引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を国に対して要請してもらえるよう、道の方に求めている。平成 24 年度もこのような形で要請をしているが、なかなか実行されていないので、中小企業にもそれだけの賃金が払えるよう要請してほしいという解釈をしている。

鈴木議員：「記」の 1 番、2 番、3 番において、3 番を一番最初にしてもらえればまだいいのかなと思う。

また、この意見書を出すことによって、町の臨時職員などの給料についても 1 千円に持っていかなければならないような意味合いもあると思うが、これについてはどのような考えであるか。

奥秋委員長：逆に質問するが、この意見書を出すことによって私たち議員も 1 千円に持っていく役割とはどう押さえたらいいか。

鈴木議員：意見書は、我々はこういう考えを持って政府に意見をすることなので、我々から率先して 1 千円に上げていかなければならないという意味合いだと思っている。それとこれは違うということであれば、違うと言ってもらってもいい。この意見書を出すことによって、町の臨時職員などの時給も 1 千円にしていかなければならないということだと思う。そこだけの確認はしたい。

奥秋委員長：清水町単独の問題ではなく、全道的な問題と捉えている。20 代、30 代の非正規雇用者の人たちはこれだけの数があるし、最低賃金が 800 円では、生活としては成り立たないということで、この請願に対して委員会としてもこれに賛同して意見書を提出していこうという考えである。清水町だけが特別ということにはなかなかならないと思う。それに向けて努力はしてほしいという意味合いも込めているので、その辺も理解してほしいと思う。

原議員：鈴木議員の言われるように、道内は大半が中小企業だということで、経営の改善がなければ 1 千円は無理なことなので、「記」の 3 番を 1 番にすることについて、皆さんに同意してもらえればその方がいいのかなと思った。

北村議員：私は紹介議員の立場であるが、「記」の関係は 1 番、2 番、3 番とあるが、優先順序があるわけではなく、同列だということでは理解してほしい。本町の民間企業における労働者の賃金について、いきなり 1 千円にはならないと思うが、当面 800 円という目標を設定して、鈴木議員が言われるように何らかの努力や働きかけをしていくべきではないかと私は思っている。

高橋議員：「記」の 1 番と 2 番の整合性がとれていない。1 番の「早期に 800 円を確保し」と、2 番の「882 円を下回らないよう、適切な水準を確保」があるが、適切な水準としてどちらの金額を目指すのか読み取れないが、その辺はどうか。

奥秋委員長：高卒初任給の場合は時間当たりの額 882 円であるが、それでも北海道は全国平均の 1 千円になっていないので、ぜひそこまで上げてくださいということ。

北村議員：高橋議員が疑問に感じられているところの最低賃金だが、高卒の初任給を時間単価にすると 882 円なので、経験豊富な労働者の最低時間額がそれを下回ることがないように、年齢や経験を加味した中での水準が確保されるような働きかけを要請先をお願いしたいということだと思う。

高橋委員：今の北村議員の話だと、要するに経験豊富であれば最低賃金が変わるというふうにとられかねないと思うが、その辺はどうか。

北村議員：変わるということではなく、経験豊富な労働者が働くにあたって高卒初任給よりも下がるということがないような水準が望ましいのではないかとということだと思う。実際は 800 円までいっていないので、当面は 800 円を目指してという意味合いだろうと理解している。

高橋委員：それでは、2 番については「適切な水準を確保すること」ではなく、「適切な水準を目指すこと」の方がいいのでは、

木村議員：この請願と意見書は時代背景の差がある。政府、労働界、経済界の代表が、平成 22 年に 800 円を認めることに協調した。そこを足場になっているので、それ以降に道内高校の初任給が上がっている。そういう時代差がある。高橋議員が言われたように、両方とも「確保すること」というと誤解が生じるので、「目指すこと」の方が意見が通じるのではないか。また、この意見案の中に出ていなかったのと言わなかったが、鈴木議員の言われた部分で、私は一番中小企業に対する手立ての大事なところは、今行われている法人税を含めた税のあり方の問題を変えない限り、賃金を上げたからそれに対する支援をすればとも言っても続かないと思う。今後、同じような請願が出てくると思うが、その辺を今後出す方にも配慮してもらいたい。

加来議長：法人税のあり方の部分については、今回の請願には入ってきていないので、協議はされていないと思う。今出された意見案について、「記」の 3 番を 1 番とし、1 番を 2 番に、2 番を 3 番にし、道内高卒初任給を下回らないよう、適切な水準を「確保すること」を「目指すこと」に修正して提出することでよろしいか。

(よろしいの声あり)

加来議長：修正して最終日に提案するので、審議の方よろしく願います。

(5) その他

加来議長：その他として、何かあるか。

中島議員：今回の一般質問の中には、予算審査特別委員会の中で協議を十分し、議決を得たものに対しての一般質問があったが好ましくないと思う。一般質問の通告が上がってきたものに対しては可能な限り質問のチャンスをつくらなければいけないという認識を持っているが、今回の流れを見ていると、議員の反対、賛成はあったにしても、本会議場で議員の多数の意思で最終議決したものに対して、一般質問を行うのはいかがなものか。町民から話があった場合、3月の議会が出たが、最終的に議決されたという経過の説明も議員の役目だと思う。内容的に大きな変化があったとしたら別だが、そうではない限り議決したものについては町民に対して説明することも解決の道であると思う。これから議長が一般質問を受け付けられる時にはその辺も配慮していただければと感じた。議長の考えを伺いたい。

加来議長：議長の方において、基本的にはできるだけ議員の質問の権利は奪いたくない。一般質問は最大の権利なので、できるだけ受け付けることを前提に考えているが、規則を最大に守ることなど議会としての責任と義務もある。議会報告会でも出た経緯もあるので、議員としての責任、議会としての責任、議員としての権利を十分に考慮しながら一般質問を受け付けたい。

北村議員：中島議員から言われたことは、私の一般質問のことを想定されているのかわからないが、予算審査特別委員会の中で決まったことを覆そうということではなく、それはそれとして認めつつも町民の声が上がっている以上、それを猶予する余裕はないのかという意味合いでの質問をした。また、危険と言っているがどこまで危険なのか、以前に貸し出ししていた企業が使用していた時は本当に危険ではなかったのか。また、いつの時点から危険になったのか。誰が危険だと判断したのかという質問をしたが、明確な答えはなかった。その点について疑義があったのでそこも質問した。

加来議長：中島議員は北村議員のことについてということではないと思う。

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

加来議長：執行側から補正予算の追加議案の申し入れがあり、皆さんに配付している。追加議案は最終日の議事日程に入れる。

北村議員：今日出された追加議案が後に出た理由は何か。

加来議長：議運では議案の取り扱いのみで、中身の審査は行っていない。本会議で執行側に質疑をしてほしい。

議員会より熊本地震の義援金等についての報告がある。原会長の方から説明をお願いする。

原会長：皆さんの好意を受けて 1 万円を頂戴し、熊本地震の被災地に義援金を支出することを決めさせてもらった。現在の考えとしては、南阿蘇地域 4 町に限定して、町職員の親睦団体と課長会の分を同時に送ろうという相談をしているところ。また、委員会対抗のパークゴルフ大会の案内を配付しているが、21 日午後 1 時 45 分集合、2 時開始ということで、配付してある文面のおり進めさせていただく。終わってから懇親会を企画しているので、実費負担ではあるが皆で楽しくやりたいと思う。

加来議長：これで全員協議会を終了する。